

Bi-Weekly Newsletter

Dec 26, 2018

ISSUE 11.

I. 統計資料

02

- 2016年税目別地方税審判請求(租税審判院)の処理内訳

II. 産業ニュース

02

- 企画財政部、2019年に4兆ウォン台の民間投資'行政支援'および6000億ウォン台のR&D投資

III. 最新例規・判例

03

- 贈与税に係る 이슈(企画財政部財産税制課-931,2018.10.31.)
- 非上場法人の筆頭株主などから贈与を受けるか、有償取得せずに再割当失権株および第三者割当有償新株方式で株式を取得して5年以内に上場される場合、(旧)相贈法上の包括主義(第2条、第42条)により贈与税を課税することができるか否か

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・ Cholジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジヨン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 2016年税目別地方税審判請求(租税審判院)の処理内訳

- 統計庁国家統計ポータル、地方税統計

主な内容

- 2016年租税審判院の地方税税目別処理内訳は次のとおり。
- ただし、レジャー税、地方消費税、自動車税、屠殺税、タバコ消費税、都市計画税は処理件数が少ないため記載を省略する。

税目別	要処理件数(件)			処理件数(件)				減税額 (千ウォン)	繰越件数 (件)
	計	前年繰越	当年受付	計	却下	棄却	更正	小計	小計
合計	1,440	617	823	1,058	60	750	248	84,733,582	382
取得税	1,029	460	569	785	38	570	177	77,087,289	244
登録免許税	11	0	11	10	1	8	1	1,799	1
地方教育税	22	12	10	8	0	5	3	84,552	14
住民税	24	8	16	15	0	12	3	155,305	9
地方所得税	74	43	31	36	5	29	2	133,211	38
財産税	260	84	176	192	10	120	62	7,271,426	68

II. 2019年に4兆ウォン台の民間投資‘行政支援’および6000億ウォン台のR&D投資

- 企画財政部、2019年経済政策方向発表資料

- 政府は2019年12月17日に発表した2019年経済政策方向にて、行政手続きと利害関係などにより行き詰まっている大規模な企業投資プロジェクトの早期着工を援助すると発表した。
- まず、現代自動車の念願である‘GBC’(グローバル ビジネスセンター)の建設に関して早急な行政手続を通じて支援する予定である。GBCは、現代車が江南区 三成洞の韓国電力の敷地(過去)に3兆7000億ウォンを投資して建設する新社屋である。
- 今まで事業推進の障害であった人口過密低減案を早急に整えて、国土部の首都圏整備委員会の審議などを経て早期着工を支援する計画であり、政府はMICE・文化機能などを備えた複合業務施設として推進されるGBCが完工すれば各種経済誘発効果が生じると見ている。
- また、現代・起亜自動車が忠南 瑞山に推進中の国内最長の自動車走行試験道路の建設事業も許認可行政手続を進めて早期着工を支援することを明らかにした。該当事業規模は約2300億ウォン、生産誘発効果は約3400億ウォン、3800人の雇用創出効果があると推定されている。
- 政府は未来自動車を含んだ4大新産業(スマート工場、産業団地、フィンテック、バイオヘルス)にも財政・税制・制度などを集中的に支援する方針である。特に来年は自律走行車のR&D事業に1278億、データ・AI関連R&D事業に4200億、水素経済R&D事業に786億ウォンを投資して次世代の有望産業を積極的に育成する計画である。特に水素経済産業に関して交通・暖房などの水素基盤示範都市3ヶ所を2022年までに造成する一方で、水素充電所の民間投資活性化のために準住居・商業地域の許容などの規制を改善することを明らかにした。

1. 争点

非上場法人の筆頭株主などから贈与を受けるか、有償取得せずに再割当失権株および第三者割当有償新株方式で株式を取得して5年以内に上場される場合、(旧)相贈法上の包括主義(第2条、第42条)により贈与税を課税することができるか否か

2. 事実関係

- 非上場A法人(以下“**A法人**”)は株主割当方式によって株式を発行したが、甲と特殊関係にあるA法人の筆頭株主などが新株引受権を放棄し、A法人は失権株を甲に全て配分して甲は甲の資金で失権株を全て引き受ける。
- 非上場B法人(以下“**B法人**”)は有償増資時に第三者割当方式で筆頭株主の特殊関係者である甲に割り当てて、甲は甲の資金で引き受ける。
- 甲がA法人およびB法人の株式を買収した日から5年以内にA法人とB法人はコスダック上場に成功する。

3. 質問内容

- 本人の資金で再割当された失権株および第三者割当方式によって取得した株式が上場される場合(旧)相贈法第2条(贈与税課税対象)、第42条(その他利益の贈与)の適用の可否

- (第1案)適用できる
- (第2案)適用できない

4. 回答

- 貴質問の場合は第2案が妥当。

5. 比較

- 本争点に関して過去課税当局(書面法規-979,2013.9.10.、書面法規-945,2013.9.3.)、租税審判院(租審2014ソ5755,2015.6.15. など)は、失権株再割当で取得した株式の上場は旧相贈税法において完全包括主義の規定など(旧相贈税法第2条第3項及び第42条第4項第2号)による贈与税課税対象と見たケースがある
- これに反して、最高裁は個別贈与財産価額の算定規定が贈与税課税の範囲と限界を設定したと見ることができる場合には、特別な事情がない限り旧相贈税法第2条第3項に基づいても課税できないと説示したことがある(最高裁2017ドウ35691、2017.9.21.、最高裁2016ドウ55926,2017.3.30. など)。

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.

© 2018 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.